

稲敷市市制施行 20 周年記念
市民等自主企画事業補助金
募集要項・申請マニュアル

【受付・問い合わせ】

稲敷市役所 行政経営部 総務課
〒300-0595

稲敷市犬塚 1570 番地 1

TEL 029-892-2000

FAX 029-892-2062

1 市民等自主企画事業補助金について

令和7年3月22日、稲敷市は市制施行20周年を迎えます。これまでの20年に感謝するとともに、これからの20年の本市の発展を見据えて、市民・団体・事業者等の皆様とともに、様々な事業を実施してまいります。

市民、団体、事業者等の皆様が市制20周年を盛り上げるために、自ら企画し実施する事業の提案を募集します。認定された事業につきましては、補助金の交付等の支援をご用意しておりますので、皆様が20年間で培ったいろいろなアイデアや想いの「タネ」を、20周年事業をきっかけに「花開く」機会にさせていただければと考えております。

2 支援内容

認定された事業は、補助金の交付のほか、次の支援を行います。

- (1) 稲敷市市制20周年記念ロゴマークの使用
- (2) 稲敷市市制20周年のぼりの貸与
- (3) 広報稲敷、市公式ホームページ、市公式SNS、LEDビジョン等での広報

3 対象団体

補助の対象となる団体等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が稲敷市内である市民活動団体、NPO法人、企業及び任意団体等の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、政治活動又は宗教活動を目的としたものは除く。
- (2) 公共の利益に反する行為を行わない団体等であること。
- (3) 法人税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有すると認められるもの（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (5) 法人格を有しない団体等にあつては、団体の意思決定を行い、執行する組織が確立されていること。
- (6) 未成年のみで団体を構成する場合にあつては、保護者又は学校の職員が参画していること。

4 対象事業

対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 次のアからエまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 稲敷市市制20周年の盛り上げを図ることを目的として実施するもの
 - イ 市の20年を振り返ると共に将来のまちづくりを考えるもの
 - ウ 稲敷市市制20周年を迎えたことを市民と一緒に祝い、楽しめる場とするもの
 - エ 20周年記念事業として、話題性、オリジナル性、将来性があるもの
- (2) 市内で実施されるもの
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施されるもの

- (4) 新規事業又は既存事業で稲敷市市制 20 周年を記念して拡充されるもの
 - (5) 誰もが参加して良い事業又は一般に公開されるもの
- 2 上記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とします。
- (1) 営利を主たる目的として実施するもの
 - (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用し、又は使用するおそれのあるもの
 - (4) 暴力団等の利益になるおそれがあるもの

【例】新規事業及び既存事業を拡大した事業の補助対象経費

新規事業		新規部分（補助対象）	
拡大事業	既存部分（補助対象外）		拡大部分（補助対象）

5 補助金額

1 事業あたりの補助金額は補助対象経費の 3/4 以内で上限 50 万円（1,000 円未満の額は切り捨てます）とし、1 団体あたり 1 回限りとする。

※事業実施に伴い収入がある場合は補助対象経費から差し引いて算出してください。

※他補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複してはなりません。

【例】

①総事業費 100 万円、補助対象経費 50 万円

補助対象経費 50 万円	補助対象外 50 万円
--------------	-------------

補助対象経費 50 万円 $\times$ 3/4 = 37 万 5 千円 → 補助金額は 37 万 5 千円

②総事業費 100 万円、補助対象経費 100 万円

補助対象経費 100 万円

補助対象経費 100 万円 $\times$ 3/4 = 75 万円 → 上限額を越えるため補助金額は 50 万円

③総事業費 100 万円、補助対象経費 80 万円、補助対象外経費 20 万円、事業実施に伴う収入 50 万円

補助対象経費 80 万円	補助対象外 20 万円
事業収入 50 万円	

補助対象経費 80 万円 $-$ 事業収入 50 万円 = 30 万円

30 万円 $\times$ 3/4 = 22 万 5 千円 → 補助金額は 22 万 5 千円

- ④総事業費 100 万円、他の補助金対象経費 50 万円、補助対象経費 40 万円、
補助対象外経費 10 万円、事業実施に伴う収入 20 万円

補助対象経費 40 万円	10 万円	他の補助対象経費 50 万円
事業収入 20 万円	補助対象外経費	

補助対象経費 40 万円－事業収入 20 万円＝20 万円

20 万円×3/4＝15 万円 →補助金額は 15 万円

6 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

対象経費	内容	注意事項
報償費	講演や研修会開催にあたり、講師などに支払う謝礼金	団体の構成員の謝金などの人件費は対象になりません
旅費	講師、出演者等の交通費及び宿泊費	団体の構成員の旅費は対象になりません 交通費は対象者、移動手段などを示すこと
消耗品費	事業実施や事務局運営に必要な消耗品類や材料等の購入経費 (コピー用紙、封筒、筆記用具など)	備品となる品は対象になりません
印刷製本費	事業に必要な印刷物に係る経費 (チラシ・ポスター印刷代など)	
役務費	郵送料、運搬費用、保険代、手数料など	郵送料、運搬費用については誰に何をどこまで送付したかを記録してください。例) 参加者 50 名へ案内郵送
委託料	事業を効率的に実施するための委託経費 例) 舞台設営・撤去の委託	
使用料及び賃借料	機材や会場などの使用料、賃借料 例) 会議室使用料、機材レンタル、車両借り上げ料など	家賃(敷金・礼金含む)は対象になりません。
その他	事業実施に不可欠と認められる経費	上記(報償費～使用料及び賃借料)項目が対象となる経費の原則になります。その他で認められる費用は相当の理由や説明が必要になります。

※他補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複してはならないものとします。

(2) 対象とならない経費

- ア 対象団体の経常的な運営費
- イ 事業実施に直接関係しない経費
- ウ 対象団体の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- エ 不動産の取得に関する経費、備品購入費
- オ 食糧費
- カ 対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- キ 他の補助金又は助成金の交付を受けた対象経費
- ク その他市長が不適当と認める費用

7 事前審査について

(1) 事前審査に必要な書類

- ア 稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業提案書（様式第 1 号）
- イ 稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 収支予算書（様式第 3 号）
- エ 実施団体概要書（様式第 4 号）
- オ 会員名簿
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先・提出方法

稲敷市役所 行政経営部 総務課

- ・上記提出先に持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送する場合には、最終日必着です。
- ・持参する場合には、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に提出願います。

(3) 提出期間

令和 6 年 7 月 8 日（月）～令和 7 年 9 月 30 日（火）

※但し、補助金総額が提出期間終了前に予算の範囲を上回った場合には、その時点で提出期間を終了します。

8 事前審査方法について

提出された書類をもとに、下記の項目について事前審査を行います。

- (1) 目的適合性 市制 20 周年を盛り上げることを目的にしているか。
- (2) 実現可能性 無理のない計画・方法・スケジュールで実際に実施が可能か。
事業に見合った予算規模になっているか。
- (3) 公共性 広く市民が参加でき、次のいずれかに該当しているか。
 - ・楽しさや喜びを感じられるもの
 - ・稲敷市への愛着や誇りを醸成することができるもの
 - ・学びや見識を深めるもの
- (4) 将来性 今後の活動の活性につながる内容となっているか。
- (5) P R 性・効果性 市制 20 周年記念事業として市民の皆さんに広く P R できるか。
事業の効果が市に還元されるか。

9 事前審査結果について

提案のあった各団体に対し、稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業計画承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により審査結果を通知します。

10 交付申請について

事前審査結果が承認された各団体は、前条の規定により承認された対象事業について、稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業補助金交付申請書(様式第 6 号)を提出します。

1 1 交付決定について

交付申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知します。

1 2 変更の申請が必要な場合について

事業内容や予算等に大幅な変更がある場合には、事前に稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 8 号）を提出し、承認を受ける必要があります。手続きが必要か不明な場合は事前にご相談ください。

1 3 実績報告・補助金の額の確定

対象事業が完了したときは、稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。

- （１）稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業実施報告書（様式第 11 号）
- （２）収支決算書(様式第 12 号)
- （３）事業実施に係る記録写真、資料等
- （４）対象経費に係る領収書等の支出を証する書類

提出された実績報告書等を審査し、市が適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により補助団体に通知します。

1 4 補助金の支払い

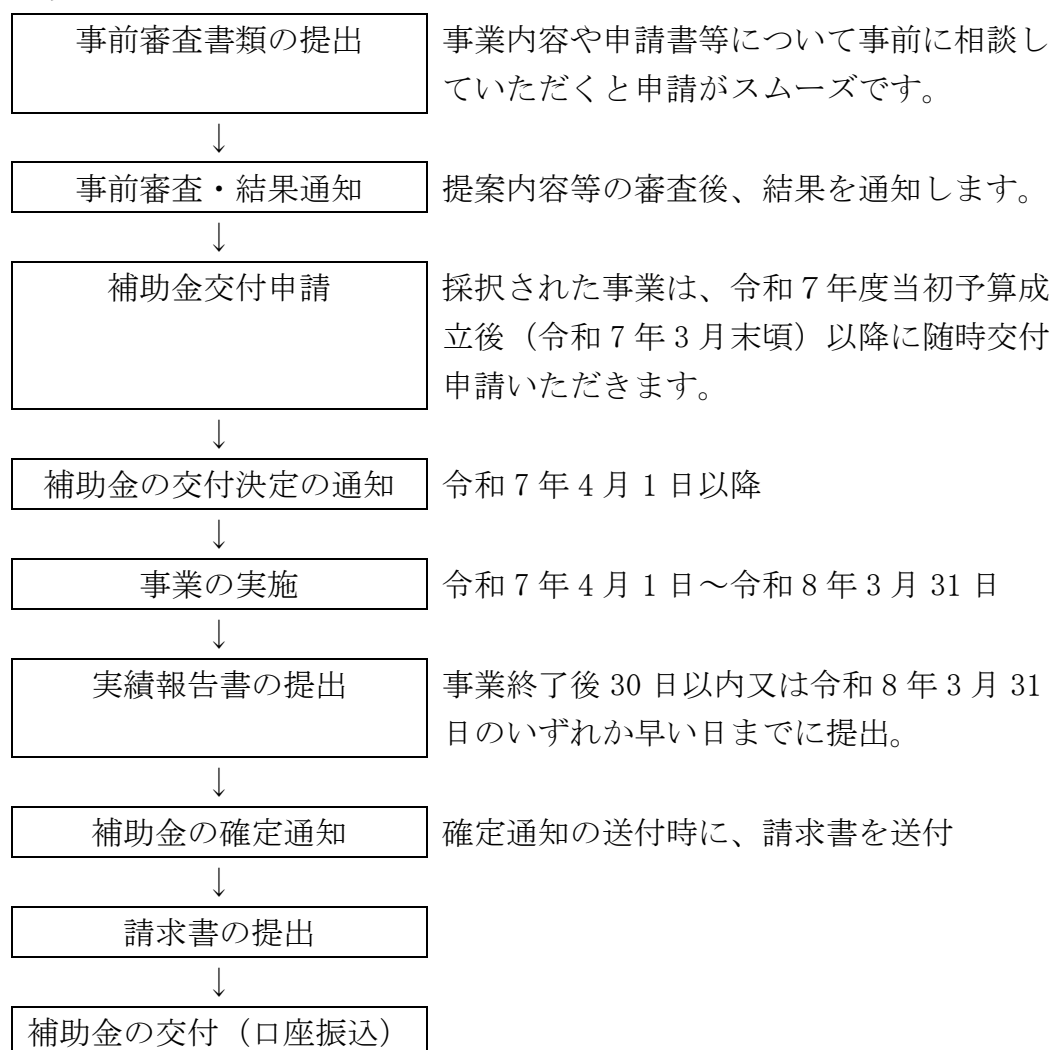
補助金は、補助金の額確定後、稲敷市市制施行 20 周年記念市民等自主企画事業補助金交付請求書（様式第 14 号）の提出を受けてお支払いします。

1 5 その他注意事項

- （１）応募は、団体あたり 1 件のみです。
- （２）実施する事業が稲敷市市制 20 周年記念事業の取り組みであることを広く市民の皆様に周知するため、事業名に「稲敷市市制 20 周年記念」等の冠を付けるなど、記念ロゴマークも積極的に活用してください。
- （３）事業終了後、関係書類は 5 年間保存してください。
- （４）事業実施にあたっては、適正な予算執行（領収書の保管等）に努めて下さい。虚偽の申請又は報告、補助金の目的外使用等を行った場合、補助金の交付を取り消します。
- （５）事業実施にあたっては、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。

(6) 事業の進捗状況について、必要に応じて聞き取りをする場合があります。

1 6 応募から事業終了までの流れ



1 7 お問い合わせ先

稲敷市役所 行政経営部 総務課
〒300-0595 稲敷市犬塚 1570 番地 1
TEL 029-892-2000